

令和7年6月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月9日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員(0名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

事務局長 横尾 憲保
農地係長 上野 智哉
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案5件、報告3件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。

よって、令和7年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしくお願ひいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、22番委員、23番委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の畑1筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営規模拡大・耕作便利ということで

売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、八坂地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は家庭菜園用農地に使うということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、大板井地内の畑1筆です。3条による無償移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人と譲受人は親族で、叔母から姪へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。番号4は、横隈地内の田1筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、古飯地内の田5筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるということです。

(位置図で場所の説明)

3ページ、番号6は、上岩田地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるということです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労

働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題は無いと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしていただいたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可と決定いたします。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件でございます。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、上岩田地内の畑1筆です。
露天資材置場として一時転用申請があったものです。
(図面で場所等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第2号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、3件の説明をいたします。
議案書の5ページをお願いします。

番号1は、大崎地内の畑2筆です。
一般個人住宅建設のため、転用の申請が出されています。
(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、二森地内の畑1筆です。
建築条件付き住宅の造成ため、転用の申請が出されています。
(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、大崎地内の田4筆です。
建売住宅建設のため、転用の申請が出されています。
(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。
議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて
県に進達いたします。

それでは次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する
意見について、所有権移転についてを議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委
員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事
項については、その議事に参与することはできないとされておしま
す。

よって、18番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
について、所有権移転について説明をいたします。
議案書の6ページをお願いします。

番号1は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

番号2は、横隈地内の田1筆、吹上地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案どおり承認されました。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について、ご説明します。

議案書の7ページから11ページになります。

(資料を基に説明)

委員各位におかれましては、議案第5号の実績から、小郡市農業委員会の最適化活動について、全体的なご意見をいただきたいと考えております。

また、出された意見については、公表するとともに、県知事へ報告することになっておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について、事務局より説明を受けました。第2分科会においては意見はありませんでした。

よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。皆さんからの意見を求めたいと思います。議案第5号について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議長：

意見はないようです。

本件については意見の聴取ですので、事務局は遺憾の無いように報告、また公表をお願いします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項 2 件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 4 件につきまして報告いたします。

議案書の 12 ページをご覧ください。

番号 1 は、干潟地内の田 3 筆です。
貸人により合意解約されたものです。

番号 2 は、福童地内の田 1 筆です。
売買により合意解約されたものです。

番号 3 は、横隈地内の田 1 筆、吹上地内の畑 2 筆です。
売買により合意解約されたものです。

13 ページをお願いします。
番号 4 は、古飯地内の田 5 筆です。
売買により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の 14 ページをご覧ください。
報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、6 件の報告をいたします。

番号 1 は、福童地内の田 1 筆です。
宅地の分譲のため届出が提出されたものです。

番号 2 は、福童地内の田 1 筆です。
宅地の分譲のため届出が提出されたものです。

番号 3 は、福童地内の田 1 筆です。
宅地の分譲のため届出が提出されたものです。

議案書の 15 ページ、番号 4 は、小板井地内の畑 1 筆です。
宅地の敷地拡張のため届出が提出されたものです。

番号5は、福童地内の田2筆です。
店舗建設のため届出が提出されたものです。

番号6は、福童地内の田2筆です。
店舗建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、2団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、17ページ、18ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、2団体とも全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。
以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年6月9日(月) 午後2時40分閉会

小郡市農業委員会

議長 天本 正幸 (印)

署名委員 22番 西岡 秋義 (印)

署名委員 23番 永利 美津枝 (印)